

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）第11条第1項に基づく犯罪被害者等給付金の支給等の裁定に係る審査基準の一部改正について

見出しのことについては、パブリック・コメント手続を実施せずに一部改正したので、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント手続）実施要綱」第7の3項の規定に基づき、下記の事項を公表します。

## 記

### 1 改正の概要

犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第207号）が令和6年6月15日に施行され、犯罪被害者等給付金について、

- 遺族給付基礎額、休業加算基礎額及び障害給付基礎額の最低額の引上げ
- 遺族給付基礎額の算定における加算額の新設

がなされました。また、警察庁所属の名称変更等の必要があったことから、同給付金の支給等の裁定に係る審査基準を一部改正したものです。

### 2 パブリック・コメントを実施しなかった理由について

今回改正した審査基準は、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令」改正に基づくもので、全国一律の取扱いが求められるため、事実上、県に裁量の余地はないことから、「県政に係る意見提出手続（県政パブリック・コメント）実施要綱」第4の除外規定（軽微な変更等と認めるもの）に該当するとして、パブリック・コメント手続を実施しませんでした。

### 3 改正年月日

令和6年8月8日

#### 【問い合わせ先】

熊本県警察本部広報県民課

電話 096-381-0110（内線：2192）